

日本臨床心理身体運動学会倫理綱領

制定：令和2年12月1日

前文

日本臨床心理身体運動学会は、臨床心理身体運動学の分野で実践に携わる研究者、臨床家の養成と資質の向上を図り、当該分野に関する新たな臨床研究の構築、発展に寄与することを目指している。

そのために、われわれ日本臨床心理身体運動学会会員は、自らの研究・臨床実践活動が社会的な意義と責任を持つことを認識し、自らの行為に対する社会的責任を負わねばならない。また、広範にわたる臨床心理身体運動学の研究および臨床実践活動を進展させるため、研鑽を常に心がけ、専門家としての十分な資質を持つよう努めなければならない。ここに定める倫理綱領は本学会の会員が研究、教育および臨床実践活動に従事する際、遵守すべき基本的な条件である。

第1条 社会的責任

日本臨床心理身体運動学会会員（以下、「会員」という）は、各種法令を守るに留まらず、地域社会、あるいは関わりのある団体に対し、専門家としての責任を自覚し、臨床心理身体運動学の一層の発展に寄与しなければならない。

第2条 技能とその研鑽

会員は、自らの臨床実践活動の対象となる人たち（以下、「対象者」という）に、訓練と経験により適格と認められた技能によって対象者に援助を行い、また常にその専門的知識と技術の研鑽に努める。

第3条 人権の尊重および対象者や他者との関係

対象者個人の人権を尊重し、また他の専門職の権利および技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けなければならない。

第4条 守秘義務

会員は、自らの臨床実践活動によって知りえた情報や資料について、これを厳重に管理し、みだりに他に漏らさないように細心の注意を払うことによって、社会的な信頼を獲得し、これに応えなければならない。会員が事例または研究の公表に際して特定個人の情報や資料を用いる場合には、その個人に関する守秘義務の取り扱いおよびその個人との関係について、公表者たる会員自身が全責任を負う。

また、それらの情報を目的以外に使用してはならない。会員が、学会などの研修の場で事例研究に参加する場合においても、扱われた事柄を会場以外の場で漏らさないように注意しなければならない。

第5条 公開

心理学的知識や専門的意見を公開する場合には、公開者の権威や公開内容について誇張がないようにし、公正を期さなければならない。特に商業的な宣伝や広告の場合には、その社会的影響について、責任がもてるものでなければならない。

第6条 研究および臨床実践活動における倫理

本学会の会員が研究もしくは臨床実践活動に従事する場合、専門的かつ高度な水準を求めるとともにそれらの活動の対象となる個人の尊厳、安全、プライバシーに十分配慮しなければならない。活動においては、会員自身の利益を優先した関係により対象者や関係者に対して不利益を生じさせてはならない。また、誠実かつ公正な態度で社会的諸規範に適切に従いながら、積極的に成果を公表し、その活動の質を向上させる努力を行う。

第7条 倫理の遵守

会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないように常に注意しなければならない。また、会員は、違反の申告が発生したときは、倫理渉外委員会の調査を受ける場合がある。

附則

- 1 この倫理綱領は2020年12月1日より発効する。